

平成22年 5月14日

各 位

名古屋市中村区名駅四丁目23番9号
株式会社 クロップス
代表取締役社長 小川 幸久
(コード番号：9428) 名証セントレックス
問合せ先：取締役管理部門担当
小林 正明
(TEL 052-588-5640)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成21年6月12日開催の当社第32期定時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の事項は、当該新株予約権の割当日（平成22年5月31日を予定）までに決定されます。

記

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役および従業員等ならびに当社関係会社取締役のモチベーションを向上させ、企業価値を増大させること、および連結経営意識の高揚、連結経営の推進強化を目的として、新株予約権を無償で発行するものであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	2名	184個
当社従業員	8名	310個

2. 発行する新株予約権の総数

494個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

ただし、下記4. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 49,400株

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、下記5. に定める行使価額の調整理由が生じた場合にも新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により新株予約権の行使により発行される株式の数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。

また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整に当たり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映した上で、調整後株式数を算出するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当初行使価額計算期間内または新株予約権の割当日に下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額は適切に調整されるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成24年5月14日から平成29年5月12日まで（西暦2012年5月14日から2017年5月12日まで）

7. 新株予約権の権利行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員、当社関係会社の取締役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。
- ③ その他の条件については、本定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

8. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、新株予約権の全部または一部につき、行使できないものが生じたとき、または新株予約権の全部または一部を放棄したときは、その新株予約権を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

12. 新株予約権の割当日

平成 22 年 5 月 31 日

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 21 年 5 月 12 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 21 年 6 月 12 日

以上